

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務のご案内

建築物省エネ法第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）業務についてご案内いたします。

1. 業務開始：2017 年 4 月 1 日
2. 業務区域：日本全域
3. 業務範囲：法第 38 条第 1 項第 1 号イの(1)から(6)までに定める建築物
4. 業務内容：提出図書や省エネ計算書等に基づき、建築物の計画が省エネ基準に適合するかどうかを判定し、適合判定通知書を交付します。
5. 判定料金（下表以外については業務規程をご確認ください。）（税込）

一戸建ての住宅		単独申請	同時申請
		44,000 円	6,600 円
共同住宅	判定対象面積（㎡）	共用部の計算を含む場合	共用部の計算を含まない場合
	300 未満	44,000 円＋戸数×4,400 円	
	300～1,000 未満	121,000 円＋戸数×3,850 円	60,500 円＋戸数×3,850 円
	1,000～2,000 未満	165,000 円＋戸数×3,300 円	93,500 円＋戸数×3,300 円
非住宅	判定対象面積（㎡）	標準入力法	モデル建物法
	300 未満	143,000 円	82,500 円
	300～1,000 未満	198,000 円	110,000 円
	1,000～2,000 未満	352,000 円	154,000 円

※一戸建ての住宅の「同時申請」は、弊社に住宅性能評価、長期使用構造等確認または BELS 評価と同時（同日）に申請する場合に限ります。

※モデル建物法で複数用途の場合は別途見積とします。

※判定着手前の取下げ又は誤記訂正、再発行を行う場合の事務手数料は 5,500 円とします。

※計画書の提出に先立ち事前相談を行う場合の料金は、上表の判定料金の 1/2 とします。

※ジーメンで事前相談を行った建築物の判定料金は、上表の判定料金の 1/2 とする。

※計画変更又は軽微な変更（ルート C）の場合の事務手数料は当初の判定料金の 1/2 とします。

※書面による計画書の提出、または電子申請で書面による交付を希望する場合は、2,200 円を加算します。

6. 必要書類（各 2 部ずつ提出）

必要書類および図面	
各種サービス申込書	当社ホームページ帳票類ダウンロードから入手できます。 https://www.house-gmen.com/downloads/es_label/
計画書	
委任状（代理依頼の場合）	
設計内容説明書	省エネルギーに関する設計内容を記載した定型様式
各種図面	付近見取図、配置図、仕様書（仕上表含む）、各階平面図、床面積求積図、用途別床面積表、立面図、矩計図、各部詳細図、建築設備に係る機器表・仕様書・系統図・制御図等
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
その他	判定に必要な各種材料等の認定書や証明書類等

【参考：国土交通省 建築物省エネ法のページ】

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

7. お問い合わせ：株式会社ハウスジーメン 審査部 審査室 TEL：03-5408-8496（本社）
TEL：092-433-2868（西日本支店）